

議第76号

三島市営住宅条例の一部を改正する条例案

三島市営住宅条例（昭和37年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年11月18日提出

三島市長 豊岡 武士